く。）に注記する。この場合、次に掲げる事項を記載する。なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、総合的かつ実質的に判断を行う。

① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策（少なくとも当事業年度の末日の翌日から１年以内に講じるもの）

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響が計算書類（「様式第２　貸借対照表」、「様式第３　損益計算書」、「様式第４　株主資本等変動計算書」及び本様式をいう。この様式において、以下同じ。）に反映しているか否かの別

（注２）重要な会計方針に係る事項に関する注記

会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

① 資産の評価基準及び評価方法

② 固定資産の減価償却の方法

③ 引当金の計上基準

④ 収益及び費用の計上基準

⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（注３）会計方針の変更に関する注記

一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会計監査人設置会社以外の預託等取引業者は、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

① 当該会計方針の変更の内容

② 当該会計方針の変更の理由

③ 遡及適用をした場合には、当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

④ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　計算書類の主な項目に対する影響額

ロ　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

（注４）表示方法の変更に関する注記

一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

① 当該表示方法の変更の内容

② 当該表示方法の変更の理由

（注５）会計上の見積りの変更に関する注記

会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

① 当該会計上の見積りの変更の内容

② 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額

③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨及びその理由）

（注６）誤謬の訂正に関する注記

誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

① 当該誤謬の内容

② 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

（注７）貸借対照表等に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

① 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

イ　資産が担保に供されていること。

ロ　イの資産の内容及びその金額

ハ　担保に係る債務の金額

② 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

③ 関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第22号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

④ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額

⑤ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額

⑥ 預託等取引業者の親会社（会社法第２条第４号に定める会社をいう。）株式の各表示区分別の金額

⑦ その他

（注８）損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載する。

（注９）株主資本等変動計算書に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

① 当事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第２条第13号に定める株式会社をいう。この様式において、以下同じ。）は、種類ごとの発行済株式の数）

② 当事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社は、種類ごとの自己株式の数）

③ 当事業年度中に行つた剰余金の配当（当事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第１項に定める基準日が当事業年度のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項

イ　配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

ロ　配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合には、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額

④ 当事業年度の末日において預託等取引業者が発行している新株予約権（会社法第236条第１項第４号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該預託等取引業者の株式の数（種類株式発行会社は、種類及び種類ごとの数）